平成31年度第2回庁議提案 審議・報告・その他

提出目: 平成31年4月23日

担当部・課:健康部保険年金課[内線2332]

### ①件 名

国民健康保険税における旧被扶養者減免期間の見直しについて

## ②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の者(旧被扶養者)に係る保険税の減免については、平成20年度の後期高齢者医療制度開始時から激変緩和措置として、当分の間期限を設けずに実施するとされていた。

### 【目的】

後期高齢者医療制度における応益割に係る保険料軽減措置について、平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施するとされたことから、国民健康保険においても同様の措置をすることにより、世代間、世代内の負担の公平を図るもの。

### ③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

地方税法(昭和25年法律第226号)

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

石巻市国民健康保険税条例(平成17年4月1日条例第59号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

### ④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成30年12月12日 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて(厚生労働省 保険局国民健康保険課事務連絡)

平成31年 3月27日 第198回通常国会において平成31年度予算案可決

3月31日 石巻市国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正告示

(平成31年4月1日施行)

### ⑤主な内容

#### 1 減免期間の見直し

減免期間については、現行では期限が設けられていなかったが、改正後は応益分(均等割・平等割)のみ2年間となる。

※所得割については、現行のまま継続(期限なし、10割減免)

### 【参考:減免条例第23条各号(保険税の7割、5割、2割軽減)に該当しない場合】

MARKINE ON TO CHROMO THE ON THE MARKET OF TH					
保険税区分		減免割合			
		改正		現行	
		2年間	3年目~	2年間	3年目~
応益分	平等割	5割	<u>なし</u>	5割	5割
	均等割	5割	<u>なし</u>	5割	<u>5割</u>
応能分	所得割	10割	10割	10割	10割

# ⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

## 【影響・効果】

世代間、世代内の負担の公平及び負担能力に応じた適正な課税が図られる。

## 【市の財政の負担(見込)】

減免期間見直しによる影響額等(既に2年を経過している世帯):44世帯、約800,000円

※減免相当額は国の調整交付金により全額負担

## ⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行うもの。

### ⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成31年5月 市ホームページによる周知 7月 納税通知書送付時同封チラシによる周知

## 9その他